

(別紙)

原告請求目録

- 1 被告は、平成11年3月に発売された、被告が実演する商業用レコードのなかの編集著作物である「First Love」に、原告が著作権を有するにも係らず氏名表示がなされていないため、著作者と推定されていない状態であることを認め、その声望を回復するため、平成11年1月12日に被告から原告に宛てた電子メールを倣らったうえで、被告自らの文体を用い、平成11年1月の被告の誕生日頃、AOL上で、原告とママごとのようなチャットをするさなか、同商業用レコードを被告が創作するに至った要旨、および、原告への謝辞、および、共同著作者として明記の上原告の氏名を、被告の変名である宇多田ヒカルの著作物を出版するユニバーサルミュージック合同会社が発行するホームページからのリンクで閲覧できる被告の創作活動等を広報するホームページ(<http://> 以下省略)において、明瞭に表示させ、かつ、
被告は、平成16年4月頃に発売された音楽の著作物である「誰かの願いが叶うころ」作詞部分に原告が著作権を有するにも係らず氏名表示がなされていないため、著作者と推定されていない状態であることを認め、その声望を回復するため、同左ホームページにおいて、原告への謝辞、および、共同著作者として原告の氏名を明瞭に表示させよ。
- 2 被告は、原告が表意する文言ならびに発案などを被告が創作また実演する営利を目的とした著作物に用いる場合は、その長短、程度に係らず、その著作物を発表する以前に原告に通知し、双方協議の上、双方の合意を持って発表すること、および、被告から原告に対する伝達、ならびに、原告から被告に伝達がある場合の応答は、手段として商業用レコード、放送、公衆送信を用いず、面会、電話、電子メール、チャット、郵便とすることを原告に約束すること。
これについては、法律上の根拠として、民法1条、90条、91条をもって、原告、被告双方の合意を形成するものとする。

- 3 被告は、原告に対し、原告が関与した著作物から本来受領すべき金員 および今日までの金利分を含めた額の支払いをせよ。
- 4 被告は、原告が被った精神的苦痛に対して慰謝をするとともに、原告の機会損失分を賠償せよ。
- 5 事実を公表せよ。
- 6 本裁判確定まで新規の被告による著作物販売の一切を停止せよ。
- 7 訴訟費用は被告の負担とする。
- 8 仮執行宣言